

〇分科会の所管事項等の改正について

【現行の試行内容】

名称	委員数	会長 副会長		委員	所管事項	開催場所
第1分科会	24人	総務財政委員会委員長、市民人権委員会委員長、建設委員会委員長のうち、期数・年齢順の第1順位者が就任		※1	総務財政委員会、市民人権委員会、建設委員会が所管する予算・決算	第1・2委員会室
		総務財政委員会委員長、市民人権委員会委員長、建設委員会委員長のうち、期数・年齢順の第2順位者が就任				
第2分科会	24人	健康福祉委員会委員長、産業環境委員会委員長、文教委員会委員長のうち、期数・年齢順の第1順位者が就任		※1	健康福祉委員会、産業環境委員会、文教委員会が所管する予算・決算	第3・4委員会室
		健康福祉委員会委員長、産業環境委員会委員長、文教委員会委員長のうち、期数・年齢順の第2順位者が就任				

※1 各分科会の委員については、5月役員改選時に、各常任委員会の各会派等構成議員数に合わせて各会派等に人数を割り振ることとし、各分科会の所属については、各会派等内で調整し選出することとする。

変更後

【変更後の試行内容（案）】

名称	委員数	会長	副会長	委員	所管事項	開催場所
第1分科会	24人	予算		※1	総務財政委員会、市民人権委員会、建設委員会が所管する予算・決算	第1・2委員会室
		総務財政委員会委員長、市民人権委員会委員長、建設委員会委員長のうち、期数・年齢順の第2順位者が就任	総務財政委員会委員長、市民人権委員会委員長、建設委員会委員長のうち、期数・年齢順の第1順位者が就任			
		決算				
		総務財政委員会委員長、市民人権委員会委員長、建設委員会委員長のうち、期数・年齢順の第1順位者が就任	総務財政委員会委員長、市民人権委員会委員長、建設委員会委員長のうち、期数・年齢順の第2順位者が就任			
第2分科会	24人	予算		※1	健康福祉委員会、産業環境委員会、文教委員会が所管する予算・決算	第3・4委員会室
		健康福祉委員会委員長、産業環境委員会委員長、文教委員会委員長のうち、期数・年齢順の第2順位者が就任	健康福祉委員会委員長、産業環境委員会委員長、文教委員会委員長のうち、期数・年齢順の第1順位者が就任			
		決算				
		健康福祉委員会委員長、産業環境委員会委員長、文教委員会委員長のうち、期数・年齢順の第1順位者が就任	健康福祉委員会委員長、産業環境委員会委員長、文教委員会委員長のうち、期数・年齢順の第2順位者が就任			

※1 各分科会の委員については、5月役員改選時に、各常任委員会の各会派等構成議員数に合わせて各会派等に人数を割り振ることとし、各分科会の所属については、各会派等内で調整し選出することとする。